

「白井市第 8 期障害福祉計画・第 4 期障害児福祉計画」の策定に係る方針

令和 8 年 5 月 8 日 決定

1 策定の趣旨

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づき、国が示す基本指針に即して、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供量の見込み及びその確保のための方策等を定めるものです。

現行の「白井市第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画」の計画期間が令和 8 年度で終了することから、令和 9 年度以降も引続き、関連計画等との整合・連携を図りながら、次期計画となる「白井市第 8 期障害福祉計画・第 4 期障害児福祉計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は「白井市第 6 次総合計画」及び健康・福祉分野の基幹計画である「白井市第 3 次地域福祉計画」を上位計画とする、事業レベルの個別計画であって、障害福祉施策に関する基本的な計画である「白井市障害者計画 2026-2032」との緊密な連携のもと推進していきます。

3 計画の期間

本計画は、国の基本指針に基づき、令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 年間とします。

4 計画の構成

本計画の構成及び各章の考え方は次表のとおりとします。

ただし、障害者計画等策定委員会における審議結果及び国から示される基本指針に関わる通知等の内容によって、必要に応じて見直しを行います。

現行計画の構成	新計画の構成及び考え方
第 1 章 計画策定にあたって 第 1 節 計画策定の背景・目的 第 2 節 計画の性格と位置付け 第 3 節 計画の期間	➤ 節構成は現行計画を踏襲することとし、内容を最新情報に基づき更新する。
第 2 章 障がいのある人・難病患者の現状等 第 1 節 障がいのある人・難病患者の状況 第 2 節 「第 7 期障害福祉計画」・「第 3 期障害児福祉計画」の達成状況 第 3 節 アンケート・ヒアリング調査結果の要点	➤ 節構成は現行計画を踏襲する。 ➤ 1 は最新の内容に更新する。 ➤ 2 は現行計画の達成状況を掲載する。 ➤ 3 は基礎調査結果の要点を掲載する。

<p>第3章 計画の基本的な考え方 第1節 計画の目標像 第2節 計画の基本方針 第3節 障がいのある人・難病患者の将来推計 第4節 成果目標及び活動指標</p>	<p>➤ 節構成は現行計画を踏襲する。 ➤ 1、2 は最新の内容に更新する。 ➤ 3 は基礎調査の結果のうち、本計画に関する部分の要点を掲載する。</p>
<p>第4章 計画の内容(各サービスの見込量等) 第1節 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の概要 第2節 指定障害福祉サービス・相談支援の見込み 第3節 障がい児通所支援等の見込み 第4節 地域生活支援事業の見込み</p>	<p>➤ 節構成は現行計画を踏襲する。 ➤ 1 は障害福祉サービスの種類等について、最新の内容に更新する。 ➤ 2～4 は、人口推計やこれまでの利用状況等に基づきサービス等の必要見込量を設定した上で、障害者計画等策定委員会における審議により、その確保のための方策を定める。</p>
<p>第5章 計画の推進と進行管理 第1節 推進・進行管理の考え方</p>	<p>➤ 節構成は現行計画を踏襲する。 ➤ 1 は最新の内容に更新する。</p>
<p>参考資料 第1節 計画策定までの経過 第2節 白井市障害者計画等策定委員会委員名簿</p>	<p>➤ 策定経緯及び障害者計画等委員名簿を更新する。</p>

5 策定体制

(1) 白井市障害者計画等策定委員会

学識経験を有する者、民生委員・児童委員、公共的団体の代表者、障害者団体の代表者及び市民で構成される市附属機関(定員 15 名以内)であり、計画策定に係る事項の調査審議を行います。

(2) 庁内体制

ア 施策・事業所管課

各計画に定める施策・事業についての原案作成を行います。

イ 事務局(障害福祉課)

障害者計画等策定委員会の運営に係る事務のほか、アンケート調査その他の市民意見収集、原案作成に係る所管課との調整、施策・事業以外の部分の原案作成等の実務を行います。

(3) 市民及び関係者等の意見の反映

白井市障害者計画等策定委員会のほか、各計画に反映すべき課題やニーズを把握するための基礎調査(市民アンケート調査及び障害者関係団体等への意見ヒアリング)、計画素案に対するパブリック・コメントを実施し、得られた意見を計画案に反映します。(基礎調査はすでに実施済です)

また、障害者総合支援法第 88 条第 9 項及び児童福祉法第 33 条の 20 第 9 項の規定に基づき、第 8 期障害福祉計画・第 4 期障害児福祉計画については、計画案に対する意見を白井市地域自立支援協議会に求めるものとします。

(4) 計画の決定

白井市障害者計画等策定委員会等で調査・審議を行った計画案について、白井市事務決裁規定別表第1に定める「事業計画の決定及び実施(重要なもの)」として、市長決裁により計画として決定します。

6 策定スケジュール

年度	月	作業の大枠	会議等(●:策定委員会 ○:庁内決裁等)	
			名称	議題等
令和8年度	4月	策定方針	○策定方針の決定	
	5月	策定委員立上げ		
	6月			
	7月	計画素案作成	●第1回策定委員会	・策定方針の説明 ・現行計画の実績報告
	8月		●第2回策定委員会	・素案の審議
	9月		●第3回策定委員会	・素案の審議
	10月		○自立支援協議会	・策定方針の説明 ・策定方針の審議 ・現行計画の実績報告
	11月		●第4回策定委員会	・素案の確定 ・パブリックコメントの実施について
	12月	パブリックコメント	○部内意見聴取	
	1月		○自立支援協への意見照会	
	2月	計画決定	●第5回策定委員会	・パブリックコメントの反映 ・計画案決定
			○部内会議	・計画決定報告
	3月	製本・配布	○戦略会議	・計画決定報告